

平成23年1月7日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

「インデックスファンド Jリート」約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、ご投資いただいております「インデックスファンド Jリート」につきまして、収益分配に対する受益者の皆様のニーズに応えるとともに、運用の機動性を高めてさらなる運用の効率化を図るため、商品性の変更を予定しております。（約款変更の内容の詳細は、裏面をご高覧下さい。）

つきましては、平成23年3月15日にて、当ファンドにかかる約款変更を行なうことを予定しておりますので、ご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

このたびの約款変更にご同意いただける場合は、特別なお手続きは必要ございません。

約款変更にご同意いただけない場合は、約款変更に対する異議申立を行なうことができます。（同封の「インデックスファンド Jリート 約款変更に係る異議申立の手続きについて」をご高覧下さい。）

ご不明な点などがございましたら、同封の「約款変更に関するQ&A」をご参照下さい。

私ども日興アセットマネジメントは、これからも、お客様からお預かりしたご資産の運用成果の実現を第一義としてまいる所存でございます。引き続きご愛顧の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

—引き続き、裏面もご覧下さい。—

【約款変更（予定）の内容】

- ◆ 「インデックスファンド Jリート」（以下、当ファンドといいます。）について、収益分配に対する受益者の皆様のニーズに応えるとともに、運用の機動性を高めてさらなる運用の効率化を図るため、以下の通り、商品性の変更を予定しております。

①決算頻度の変更

変更前	年4回決算 (毎年3、6、9、12月の各15日(休業日の場合は、翌営業日))
変更後	年12回決算 (毎月15日(休業日の場合は、翌営業日))

当ファンドでは、決算頻度を年4回（原則、毎年3、6、9、12月の各15日）として運営を行なってまいりました。

このたび、収益分配に対する受益者の皆様のニーズに応えるため、決算頻度を年12回（原則、毎月15日）に変更する約款変更を予定しております。

約款変更が実施された場合には、平成23年4月15日より毎月決算が開始となります。

②投資態度の見直し

当ファンドでは、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象として運用を行なってまいりました。

このたび、運用の機動性を高めてさらなる運用の効率化を図るため、上場不動産投資信託証券以外の上場投資信託証券（いわゆるETF）や不動産投信指数先物取引を活用する旨がある旨を、投資態度にて規定する約款変更を予定しております。

この変更に伴ない、「投資の対象とする資産の種類」の条項において「デリバティブ取引に係る権利」を追加するとともに、有価証券先物取引等の指図を行なわない旨の規定を削除して「先物取引の運用指図および目的」の条項を新設します。

③運用制限の緩和

その他、運用の機動性を高めてさらなる運用の効率化を図るため、運用制限の緩和に関する以下の約款変更を予定しております。

- i) 投資信託証券への投資割合に関する規定を見直し、上場投資信託証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の5%以下に変更します。
- ii) 社団法人投資信託協会規則が緩和されたことを受け、同一銘柄の投資信託証券への投資制限を撤廃します。

なお、上述の約款変更が実施された場合には、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく属性区分を一部変更いたします。

	決算頻度	投資形態
変更前	年4回	ファンド・オブ・ファンズ
変更後	年12回	(該当なし)

以上

平成23年1月7日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

インデックスファンド Jリート 約款変更に係る異議申立の手続きについて

【異議申立の根拠】

- 「インデックスファンド Jリート」の約款変更にあたり、平成19年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条とその関連法令に基づいて、お客様は異議申立を行なうことができます。

【対象ファンド】

- インデックスファンド Jリート

【異議申立の方法】

- このたびの約款変更にご異議のあるお客様は、平成23年1月7日から平成23年2月10日までの間に、下記の必要記載事項をご記入の上、ハガキまたは封書にて弊社までご郵送下さい。
なお、異議申立書の受付は平成23年2月10日弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承下さい。

<必要記載事項>

- ① 発信日（日付）：お客様が投函される日付をご記入下さい。
- ② お名前・お電話番号・ご住所：「インデックスファンド Jリート」を保有されている販売会社にお届けいただいているものをご記入下さい。
- ③ ご購入の販売会社・部支店名・口座番号：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、販売会社名・部支店名・口座番号をご記入下さい。
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ④ ファンドの名称：「インデックスファンド Jリート」とご記入下さい。
- ⑤ 保有口数：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、平成23年1月7日現在で保有されているファンドの受益権口数をご記入下さい。
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ⑥ ご異議を申し立てる旨の文言
：一例として、「上記ファンドの平成23年3月15日の約款変更に関する異議を申し立てます。」などの主旨の記載をお願いいたします。

<異議申立書の送付先>

〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー
日興アセットマネジメント株式会社 異議申立受付窓口

【異議申立の判定】

- 期間中（平成23年1月7日から平成23年2月10日まで）にご異議を申し出られたお客様が保有する平成23年1月7日現在の受益権口数が、平成23年1月7日現在における受益権総口数の2分の1を超えないときは、平成23年2月17日に届出を行ない、平成23年3月15日をもって約款変更させていただきます。

【買取請求】（平成19年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」
第30条の2に基づく買取請求）

- 約款変更を行なうこととなった場合、ご異議を申し出られたお客様は平成23年2月18日より平成23年3月9日までの間に、ファンドの受託会社（住友信託銀行株式会社、以下同じ）に対して、平成23年1月7日時点で保有する受益権について当該ファンドの信託財産をもって買取を弊社所定の手続きに基づいて請求することができます。（買取請求手続きについては、ご異議を申し出られたお客様に対して、あらためてご案内させていただきます。）
- なお、ご異議を申し出られたお客様が必ず買取請求しなければならないわけではありません。
- 引き続き保有していただくことも、従来通りご売却いただくこともできます。

【買取価額】

- 買取価額は、この約款変更が行なわれない場合に当該受益権（ファンド）が有すべき公正な価額（受託会社でお客様からの買取請求に必要な書類を受理した日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じた額を信託財産留保額として控除した価額）とします。
- なお、一部解約時と同様、この買取によって生じた差益は譲渡所得とみなされ、原則としてお客様ご自身で確定申告を行なっていただくこととなります。
- 買取請求による換金の場合、受託会社からお客様の口座への送金に係る手数料および買取計算書の郵送費用をお客様にご負担いただきます。

【個人情報の取扱について】

- ご異議の申出によって弊社が取得したお客様に関する情報は、異議申立、買取請求の手続きを行なうために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
- お客様に関する情報は、漏洩・滅失・毀損の防止、その他個人データの保護のために適切に管理されます。
- 下記の場合を除き、お客様に関する情報をお客様のご同意なく第三者に開示することはありません。（お客様個人を特定できない集計資料等は含みません。）
 - ① お客様にお知らせした利用目的のために、販売会社、受託会社に対する開示が必要な場合。（この場合、弊社は当該会社に対して、お客様に関する情報の厳重な管理を求め、目的以外の利用を行なわせないようにいたします。）
 - ② 司法機関または行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合。
- お客様が弊社に提出された個人情報の照会および修正等をご希望される場合には、同封の「約款変更に関するQ&A」に記載するお問合せ窓口までご連絡下さい。

【ご注意点】

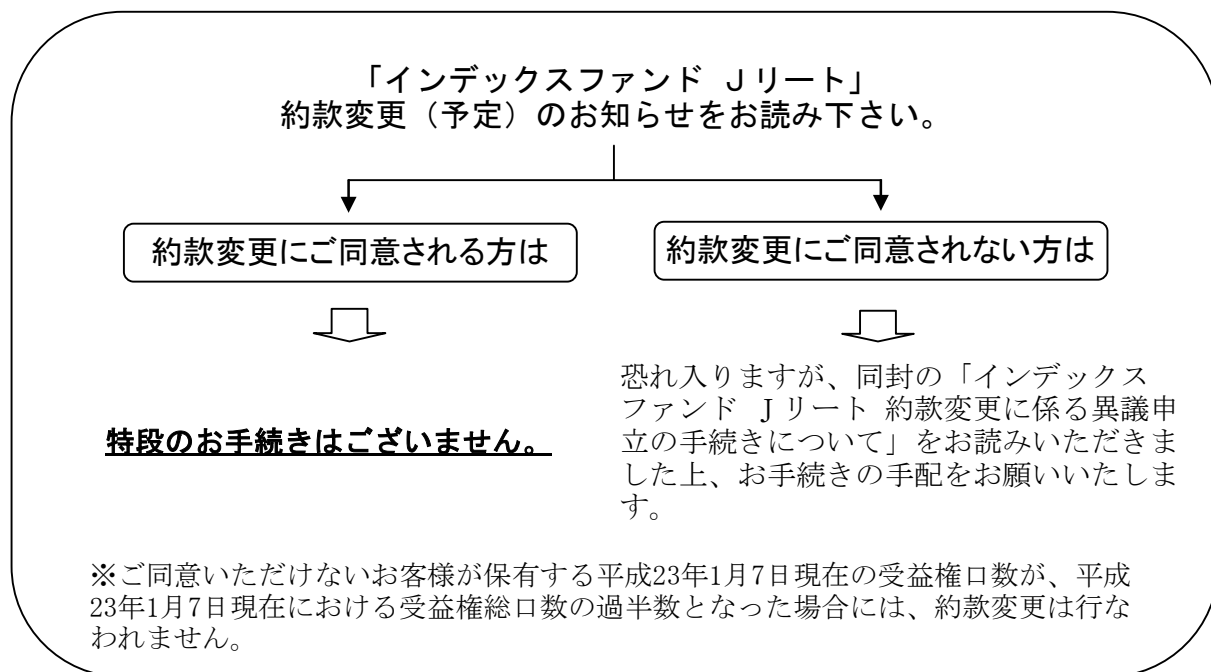
- 異議申立書につきましては、<必要記載事項>の記載漏れがないようお願いいたします。弊社から販売会社へ記載内容の確認を行ないますので、部支店名や口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へご登録されているものと異なる場合等には、異議申立の意思表示が無効となる場合があります。（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）

以上

お手続きの概要については、同封の「約款変更に関するQ&A」をご参照下さい。

約款変更に関する Q & A

お手続きについて



Q. このたびの変更は、どのような内容ですか？

A. 「インデックスファンド J リート」（以下、当ファンドといたします。）について、収益分配に対する受益者の皆様のニーズに応えるため、当ファンドの決算頻度を年4回（原則、毎年3、6、9、12月の各15日）から年12回（原則、毎月15日）へ変更する予定です。また、運用の機動性を高めてさらなる運用の効率化を図るため、投資態度の見直しと運用制限の緩和を予定しております。

Q. なぜ、決算頻度の変更を行なうのですか？

A. 当ファンドでは決算頻度を年4回として運営してまいりました。このたび、収益分配に対する受益者の皆様のニーズに応えるため、決算頻度を年12回に変更し、毎月の決算毎に分配金をお支払いすることが可能な商品性へ変更する予定です。

Q. なぜ、投資態度の見直しを行なうのですか？

A. 当ファンドでは、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象として運用を行なってまいりました。このたび、東証REIT指数（配当込み）への連動を目指すという当ファンドの運用目標を達成するために、上場不動産投資信託証券以外の上場投資信託証券（いわゆるETF）に投資する場合や、不動産投信指数先物取引を活用する場合がある旨を投資態度にて規定し、運用の機動性を高めてさらなる運用の効率化を図る予定です。

Q. なぜ、運用制限の緩和を行なうのですか？

A. 社団法人投資信託協会規則が緩和されたことなどを受けて、当ファンドにおける運用制限を緩和し、運用の機動性を高めてさらなる運用の効率化を図る予定です。

Q. 「インデックスファンド J リート」の信託報酬の総額に変更はありますか？

A. 受益者の皆様のご負担する信託報酬の総額に変更はありません。

Q. 異議申立をしたいのですが、どうすれば良いのですか？

A. 大変お手数ですが、下記の記載例にある①～⑥の項目を必ずご記入の上、ハガキまたは封書にて、下記の＜異議申立書の送付先＞へご郵送下さい。なお、誠に恐れ入りますが平成23年2月10日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

①発信日	→ 平成23年×月×日
お名前：日興太郎 お電話番号：123-456-7890 ご住所：〒123-1234 ○○県▲▲市**1-2-3	②お名前・お電話番号・ご住所
ご購入の販売会社名：**** 部支店名：○○支店 口座番号：1 2 3 4 5 6	③ご購入の販売会社・部支店名・口座番号
インデックスファンド Jリート ****口	④ファンドの名称／⑤保有口数
例) 上記ファンドの平成23年3月15日の約款変更 に異議を申し立てます。	⑥ご異議を申し立てる旨の文言

＜必要記載事項＞

- ① 発信日（日付）：お客様が投函される日付をご記入下さい。
- ② お名前・お電話番号・ご住所
：「インデックスファンド Jリート」を保有されている販売会社にお届けいただいているものをご記入下さい。
- ③ ご購入の販売会社・部支店名・口座番号：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、販売会社名・部支店名・口座番号をご記入下さい。
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ④ ファンドの名称：「インデックスファンド Jリート」とご記入下さい。
- ⑤ 保有口数：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、平成23年1月7日現在で保有されているファンドの受益権口数をご記入下さい。
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ⑥ ご異議を申し立てる旨の文言：上記例に従ってご記入下さい。

＜異議申立書の送付先＞

〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー
日興アセットマネジメント株式会社 異議申立受付窓口

当約款変更に関してご不明な点がございましたら、以下の日興アセットマネジメント「お問合せ窓口」までお願いいたします。
フリーダイヤル:0120-25-1404 〈営業時間:午前9時～午後5時／土、日、祝・休日は除きます。〉

(注) 上記フリーダイヤルは日興アセットマネジメントのお問合せ窓口になります。お客様の取引状況については同フリーダイヤルではご回答できません。お客様の取引残高については「インデックスファンド Jリート」をご購入された販売会社にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

以上

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>運 用 方 法</p> <p>(1)投資対象 (略)</p> <p>(2)投資態度 主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数(配当込み)に連動した投資成果を目指します。 不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 <u>なお、運用の効率化をはかるため、上場不動産投資信託証券以外の上場投資信託証券や不動産投信指数先物取引に係る権利に投資する場合があります。</u> ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。</p> <p>(3) <u>投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>運 用 方 法</p> <p>(1)投資対象 (同 左)</p> <p>(2)投資態度 主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数(配当込み)に連動した投資成果を目指します。 不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2)有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。</p> <p>(3) <u>投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p>(4) <u>同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。また、不動産投資信託証券については、同一銘柄への投資比率を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券を東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。</u></p> <p>(5) (同 左)</p>
<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第19条 ①この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 有価証券 2. <u>デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2</u></p>	<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第19条 ①この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 有価証券</p>

<p>条第20項に規定するものをいい、第22条の2に定めるものに限りま。</p> <p>3. 金銭債権 4. 約束手形</p> <p>② (略)</p>	<p>2. 金銭債権 3. 約束手形</p> <p>② (同 左)</p>
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第20条 ①～② (略)</p> <p>③委託者は、信託財産に属する投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券を除きます。)の時価総額が、信託財産の総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p>	<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第20条 ①～② (同 左)</p> <p>(新 設)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)</p> <p>第22条 ①委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。 ②前項の規定にかかわらず、不動産投資信託証券については、同一銘柄の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしないこととします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が100分の30を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券を東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。</p>
<p>(先物取引の運用指図および目的)</p> <p>第22条の2 ①委託者は、東証REIT指数(配当込み)に連動する投資成果を目指すため、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数に係るものをいいます。以下同じ。)および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投信指数先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(信託の計算期間)</p> <p>第32条 ①この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。</p> <p>② (略)</p>	<p>(信託の計算期間)</p> <p>第32条 ①この信託の計算期間は、毎年3月16日から6月15日まで、6月16日から9月15日まで、9月16日から12月15日までおよび12月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。</p> <p>② (同 左)</p>
<p>附則第4条 ①変更後の第32条の規定は、第27計算期間より適用するものとし、第27計算期間は平成23年3月16日から平成23年4月15日までとします。 ②変更前の第32条の規定は、第1計算期間から第26計算期間まで適用するものとし、第26計算期間は平成22年12月16日から平成23年3月15日までとします。</p>	<p>(新 設)</p>